

町青少年健全育成協議会総会

昭和55年度



7月18日、関係者約30名を集めて行なわれた、昭和55年度町青少年健全育成協議会総会。

夜間補導で非行を未然防止

町青少年健全育成協議会（宮平吉太郎会長）では、青少年を非行や交通事故、水難事故から守り、明るい社会を築こうと七月十八日午後二時から町役場会議室で役員をはじめ関係者約三十名を集め、昭和五十五年度の総会を開いた。

席上、昭和五十四年度事業報告、昭和五十四年度決算報告、監査報告などが行なわれた後、昭和五十五年度事業計画、昭和五十五年度予算が審議され、原案通り全会一致で承認された。また役員選出も行なわれたが、事務局の副案通り承認され、二ヶ年の任期で新しい体制が整った。役員はほとんどが留任。

昭和五十五年度事業計画では、八月にスポーツ大会、啓蒙宣伝活動、昼間巡回指導、夜間補導（十一月には青少年不良化防止と環境浄化のため地域住民の意識の高揚を図る住民大会を行なう計画だ。

昼間巡回指導では、水難事故や交通事故、非行などの未然防止を図るため海、池、ダム、たまり場、墓地、その他危険な場所をパトロールする予定。

夜間補導では、特にたまり場、

＝第30回＝

社会を明るくする運動

関係者約二百名が参加



社会を明るくする運動

犯罪のない明るい社会を築こうとし、普天間保護区実施委員会（宮平吉太郎委員長、西原町長）主催の「社会を明るくする運動」の大会が、七月八日午後二時から中央公民館で関係者約二百名を集めて開かれ賑わった。

この運動は、犯罪の防止と罪を犯した人たちの改善更正について、国民すべてが力を合わせ明るい社会を築くことを目的とするもので、法務省が中心となって全国一斉に七月一日から三十一日までの一カ月間実施されている。

この間、全国各地で座談会、出議会、映画会、街頭パレードなど多彩な行事が行なわれる。

今年の重点目標を「青少年の非行防止と更正の促進」とし、地域住民を主体とする諸活動を組織的に推進される。

大会は、宮平委員長のあいさつ、大城長・那覇保護観察所長あいさつ、西銘県知事の来賓祝辞に引き続き、大城政吉（西原町）、島

墓地、空屋、海岸などをパトロールし、不良交友、家出、シンナー遊び、夜遊びなどを補導し非行を未然に防止するのがねらいである。

これらを未然に防止するには、家庭及び社会全体の協力が必要であり、町青少年協も地域住民と密着した運動を展開し、明るい社会づくりをめざしてまいります。

特に、家庭生活での親子の対話によって子ども達の行動を見守り正しく導くのは、親に期待するの大きいことから、親たちに子どもの夜間外出、行動を把握し、生活指導を徹底するよう呼びかける計画であります。

町民の皆様には、今後とも、青少年の健全育成が推進され、明るい住みよい町づくりのため、御協力下さるようお願い致します。

トリプル選挙終る

六月八日に県議会議員選挙、六月二十二日に衆議院・参議院選挙が行なわれましたが、町選挙管理委員会がまとめた各選挙での最終投票結果は次の通りです。

〔県議会議員選挙〕
有権者数 九、七五二人
投票総数 八、二七七票
投票率 八四・八七％
平良一男 七一票
佐次田勉 七三一票
新垣秀吉 一一〇票
新川崔吉 四、〇一三票
瀬良垣守正 五九票

〔衆議院議員選挙〕
有権者数 九、七八四人
投票総数 八、三七四票
投票率 八五・五九％
外間清隆 一一八票
大城真順 五五三票
国場幸昌 一九五〇票
玉城栄一 一、六五九票
小渡三郎 六七八票
瀬良亀次郎 一、四四八票
上原康助 一、七二八票
無効票 二四〇票

〔参議院地方区選挙〕
有権者数 九、七八四人
投票総数 八、三七〇票
投票率 八五・五五％
大浜方榮 三、〇六七票
喜屋武真栄 五、〇七八票
無効票 二二五票



障害児保育

特別措置会議委員 十名に辞令

町障害児保育事業実施要綱が、保育にかける身心障害児を保育所に受け入れ、適切な指導と健全な社会性の育成を促す目的で、七月一日から障害児三名を坂田保育所で受け入れることになった。

町では、七月一日に町障害児保

育事業特別措置会議委員十名に辞令を交付し、障害児の適正な入所や障害児の処遇措置などの判定、検討、指導を図るための特別会議を設けた。委員は次の通り。

平安恒政（助役）、山畑清光（福祉課長）、城間正一（保育係）、上間民子（西原保育所長）、寄川美智子（坂田保育所保母主任）、中村史枝（保母）、仲宗根洋子（保母）、砂川恵正（心理判定員）、吉川武彦（医師）、大城実（学識経験者）。

町長選挙投票日は9月21日。＝町選挙管理委員会＝

町農協通常総会

昭和55年度

土づくり運動などを推進

町農業協同組合の昭和五十五年
度通常総会が、六月二十八日午後
一時から中央公民館で組合員約九
百名を集めて開かれた。

総会で提出された議案は、昭和
五十四年度事業報告書、財産目録
録、貸借対照表、損益計算書及び
剰余金処分案の承認についてや昭
和五十五年度事業計画の設
定についてなど十一件で総
て原案通り可決された。

図り、生産資材目標を一億八、七
〇〇万円に、生活資材目標を二、
四〇〇万円に設定した。



によると信用事業で貯金目
標五〇億円に対し貸付目録
一六億二、七〇〇万円とし
充分な資金量の確保と融資
の拡充が図られる。
また、共済事業では、未
保障組合員の解消及び低保
障組合員の保障水準の引き
上げなどについて積極的
に運動が推進される。
購買事業では、計画購買
の推進と配送機能の充実を

島尻養護学校の

送迎バスが町役場前まで運行

県立島尻養護学校（東風平町学
友寄在）金城順亮校長）の送迎バ
スが去る四月八日から町役場前ま
で運行されるようになり、町内か
ら十二名の児童生徒が同校に通学
するようになった。その礼として
その父兄一同から五月十日に同校
に記念木「ギギジャ」（月橘）ゲ
ッキツ）が贈られた。

そのギギジャは、大城盛孝町
会議員の自宅の庭先にあった四〇
年以上の老木、高さ三メートルの大木な
り木で同氏が提供され、同校正門の
左側に植られた。

従来、送迎バスは与那原署前ま
で運行していたが距離的に遠いた
め不便であるとして町内までの運
行を同校に対して今年の二月頃、
木曜日、土曜日は体育館やグラウ

関係者が要請していた。その念願
が実現し、心身の不自由な子どもた
ちの通学の安全と利便が図られる
ようになった。

町教育委員会（仲宗根英輝教育
委員長）では、七月二十三日、町
立学校体育施設開放のための体育
施設管理指導員五名に辞令を手段
し、今年八月頃から毎週火曜日、
木曜日、土曜日は体育館やグラウ

6月議会 定例会

町一般会計補正予算

三六億七、一一五万三千円

六月二十五日から二十六日に
かけて二日間の会期で昭和五十
五年度第四回町議会定例会が開
かれた。

提出された案件は、議案四件
承認五件、報告四件、陳情一件
であり、議案はすべて原案通り
可決された。

※承認第四号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第五号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第七号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第八号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第九号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十一号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十二号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十三号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十四号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

※承認第十五号
専決処分の承認を求めること
について（承認）
地方自治法第一七九号第一項
の規定（以下同規定）により、
布され、同年四月一日から施行
されたのに伴い西原町税条例の
一部が改正された。

高校奨学生

応募資格 ①保護者が道路上の交
通事故で死亡したり、重い後遺
障害で働けないために学資に困
っている高校生 ②成績不問
奨学金 月額一五、〇〇〇円（国
公立）・二〇、〇〇〇円（私立）
返還 二千年間割賦返済・無利子
採用方法 書類審査のみ
申込み方法 出願書類は学校にあ
ります

交通遺児育英会

奨学生を募集

大学奨学生

応募資格 ①交通遺児または交通
事故による重い後遺症者の子弟
で学資に困っているもの ②成
績優秀者
奨学金 月額三〇、〇〇〇円（一
般貸与）、四〇、〇〇〇円（特
別貸与）、ただし補欠採用は月
額二〇、〇〇〇円
返還 二千年間割賦返済・無利子
採用方法 書類審査と採用試験
（筆記・面接）
申込み方法 出願書類大学・高校
にあります
尚、詳しいことは本会に相談し
て下さい。

〒100 東京都千代田区永田町
一―一―二八
財団法人 交通遺児育英会

町畜産組合総会

故・城間政保氏ら五氏に感謝状

六月三十日午後二時、町役場会議室で第二回町畜産組合（与那嶺栄幸組合長）総会が組合員四十三名の出席の下に開かれ、昭和五十四年度決算報告、昭和五十四年度事業報告、昭和五十五年予算審議などが行なわれ、全会一致で承認された。

畜産組合は、畜産経営農家共互助と経営技術の共同研究及び養畜改良発展を図り組合員の経済的社会的地位を高めるため昨年結成された。

「今年は、豚価の低落などにより経営面できびしいがその苦しい中でお互い協力し合って頑張っていこう。」と席上、強調された。

議案が承認された後、宮平町長、親泊町会議長、与儀農業委員長、宮平町農協専務などから来賓祝辞を受けた。最後に組合員相互の懇親を深めるささやかなパーティが開かれ、にぎやかな懇談が交され畜産経営に対する新たな決意を誓い合った。

昭和五十五年事業によれば、町や中部地区、県が行なう共産会への参加のほか、新たに十一月に先進地（本土四県）視察研修などを計画している。

尚、総会の席上、町の畜産関係の発展に大きく貢献し、多大の功績を残した方々五名に対し与那嶺組合長から感謝状と記念品が贈ら



与那嶺組合長から泉川寛仁さんに感謝状を贈呈、昭和55年町畜産組合総会。

れその功績が讃えられた。その方々は次の通り。

（故）城間政保さん（兼久）
宮城正勇さん（小橋川）
泉川寛弘さん（上原）
泉川寛仁さん（上原）
石原昌英さん（森川）
与那嶺英弘さん（幸地）

西原の民話

(3)

烏帽子井の話

エボシガワ
むかし、むかし、西原間切小波津村に小津ニヤーという人がいました。いつも、田畑を耕して生活していました。彼の畑のそばに井（湧井）がありました。彼はここに来るといつも自分がかぶっていた「烏帽子」をこの井泉の上に置き、畑を耕やしていました。

た。これによって、この井泉のことを烏帽子井（俗名「ユブシガワ」）と呼ぶようになりました。

小波津ニヤーが、ある日、烏帽子井附近に行くと、天から降りて来た神女がこの井泉で沐浴するのを見ました。この神女は容貌美麗で、着ている衣服も普通の衣服とは異なっていました。小波津ニヤーはこれをあやしんで、ひそかに近づき、この衣服を盗んで家の稲束内に隠しました。

天女は衣服を盗まれてしまったので、上天することはできませんでした。しかたなく、人間界で暮らすことになりました。その後、小波津ニヤーと結婚し夫婦となりました。

数年後、二人の間には、一男一女の二人の子供ができました。この女子が七・八歳になったころ、弟をおんぶして遊びながら、歌をうたいました。「母の飛衣は稲束の下にあり。もし、弟が泣きやんだら、この飛衣をあげよう。」母親はこれを聞いてたいへん喜びました。すぐに稲束をあけて見たら飛衣がありました。この飛衣を着て両わきに二人の子供をかかえて、清風に乗って飛び去っていき

『球陽』より

（呉屋氏、町行政功労表彰受ける）



呉屋善徳氏

七月一日町役場会議室で町役場関係者及び事務担任者などを集めて、町表彰条例に基づいて呉屋善徳氏（六一才）の町行政功労者表

彰式が行なわれ、宮平町長が表彰状と記念品が贈られた。

同氏は、昭和二十六年六月から昭和五十五年三月まで、二十八年九月間も町職員として勤務し、在職中、援護主任、経済課主任、企画広報係長、援護係長、住民係長、経済課長などを歴任した。

同氏の永年のご尽力と功績に報いようと今回の表彰となった。

国勢調査にご協力を

10月1日から5日まで

国勢調査は国・地方の行政のための基本的資料を得るための調査

この間に受持ち調査区内を巡回してその調査区のすべての世帯とそこにふだん住んでいるすべての人をは握し、世帯に調査票を配布して記入を依頼します。

国勢調査の結果は、国・都道府県・市区町村の行政資料として利用されるのをはじめ、各方面でいろいろな計画等の資料として利用されます。

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人を対象として行われる国の最も基本的な統計調査で、全国・都道府県・市区町村の人口・世帯数だけでなく、男女別、年齢別、産業別、職業別などの人口の構成や世帯の構成を明らかにして、国の政治や行政はもとより、都道府県及び市区町村の地域社会に直結する行政に役立つ資料を得るために行われるものです。

調査員が取り集めた調査票はすべて、市区町村、都道府県を経て総理府統計局に送られます。総理府統計局では、それを審査のうえ、「光学式マーク読取装置」という機械にかけて記入マークを読み取らせ、大型の電子計算機を使って集計します。

速報人口は昭和五十五年十二月に公表、主要結果の速報は五年三月に公表の予定です。

国勢調査の結果は、全国、都道府県、市区町村別速報人口が昭和五十五年十二月に公表されます。主要な結果は速報として調査後半年以内の昭和五十六年三月末までに公表される予定です。都道府県・市区町村別のくわしい結果は、昭和五十六年五月ごろから昭和五十七年四月ごろにかけて都道府県ごとに順次公表されます。これらの結果はいずれも報告書に取りまとめられ、各省庁、都道府県・市区町村のほか、全国各地の図書館や大学に送付され、利用に供されます。

統計法に基づく統計調査

国勢調査は統計法に基づいて行われますが、調査の実施に関しては、「国勢調査令」と「国勢調査施行規則」が制定されています。国勢調査は国の最も基本的な統計調査として統計法の規定による「指定統計第一号」に指定されています。

国勢調査の結果は、全国、都道府県、市区町村別速報人口が昭和五十五年十二月に公表されます。主要な結果は速報として調査後半年以内の昭和五十六年三月末までに公表される予定です。都道府県・市区町村別のくわしい結果は、昭和五十六年五月ごろから昭和五十七年四月ごろにかけて都道府県ごとに順次公表されます。これらの結果はいずれも報告書に取りまとめられ、各省庁、都道府県・市区町村のほか、全国各地の図書館や大学に送付され、利用に供されます。

国勢調査の結果は、国・都道府県・市区町村の行政資料として利用されるのをはじめ、各方面でいろいろな計画等の資料として利用されます。

国に地方公共団体における行政利用の例

- 将来人口の推計、平均余命などの算定などに――男女別人口、年齢別人口等
- 高齢者、母子世帯などに対する福祉行政に――年齢別人口、家族構成別世帯数等
- 経済計画、失業対策事業の策定などに――活動状態別人口、産業・職業別就業者数等
- 防災計画、住宅計画、交通対策、環境整備計画などに――従業地・通学地や利用交通機関の資料等
- 都市計画、地域整備計画などに――都道府県・市区町村、調査区ごとの資料等

法律の規定による利用の例

- 都道府県議会や市町村議会の議員数の決定――「地方自治法」
- 地方公共団体に対する地方交付税の配分の基礎――「地方交付税法」
- 市の設置要件、政令指定都市の設置要件――「地方自治法」
- 過疎地域の指定――「過疎地域振興特別措置法」

このほか、一般の会社、団体や大学、研究機関など、さまざまな分野で貴重な資料として利用されます。

国勢調査にご協力お願いします。10月1日から5日まで。

不用品バザーで地域福祉に

西原町 二十万円を町社協へ寄付 婦人会

町婦人会（大城静子会長、会員一、六四〇名）では、七月二十日午前十時から中央公民館大ホールで会員の善意によって寄付された不用品を売って地域福祉のために役立てようとする第一回不用品バザーを行い、主婦や小中学生など約六〇〇人が押し掛けて午後三時まで賑った。

店内に陳列されたのは、くつ、衣類、カバンなど約四千点、結婚披露宴の引出物の陶器やガラス製品など約千点。不用品は、家庭内のタンスなどに眠っているもので、旧役員が会員に呼びかけて集めた。

店開きと同時に客が殺到し、返した。市価の半値、高いのでせいぜい五百円とあって主婦などの買い手が多く、見る見る間に約三千点が売られた。またオキコパン工場から社会福祉に役立ててもらいたいと菓子パン五百個の寄贈もあり、たちまち売り切れた。売り子役に回った現役員もその対応にテンテコ舞いだった。

この日の売り上げは二十六万七千円余。その翌日、その売り上げ金の中から町社会福祉協議会（宮平吉太郎会長、町長）へ町内の恵まれない子どもたち、特に交通遺児、身心障害児、母子家庭児などのために役立ててもらいたいと二十万円の寄付がなされた。町婦人会を代表して大城静子会長と大城洋子書記会計が町長室を訪れた。

宮平会長は「婦人会の善意に深く感謝申し上げます。頂いたお金は恵まれない子どもたちのために有効に使っていききたいと思えます。」とお礼を述べた。

宮平春子さんに民生委員表彰



宮平 春子 さん

Aの役員などを歴任し、数々の民生団体活動にも積極的に参加し、地域に密着したボランティア活動を推進している。

去る五月十六日に労働福祉会館で行なわれた第七回沖縄県民生委員児童委員大会の席上で本町の宮平春子民生委員に民生委員永年勤続功労者の表彰状が当銘由金大会長から手渡された。

同氏は、昭和四十四年から四十六年まで福祉委員（復帰前の民生委員に代る委員）を三年間、昭和四十六年から現在に至るまで継続して九年間民生委員を歴任したベテラン。民生委員の傍、村婦人会長を八年間歴任したほか、西原小PTA副会長、西原中PTA会長計、十一区婦人会長、西原中PTA

同氏は、困っている方々が私のうち訪れて頂いて心配ごとや悩みごとの相談を受ける場合がよくありますが、町役場福祉課や南部福祉事務所などへのパイプ役として手助をやってそれが実現されたときとてもうれいす。最近こういう相談が多いですね。毎月一、二件あると思います。困った人達のために地域の相談相手として今後もやっていきたいと思います。」と語られた。

11区が九区を下し優勝

各区対抗野球大会

町体協（平安恒政会長）主催の各区対抗野球大会が町民の親睦と野球振興を兼ねて六月二十九日、

く感謝申し上げます。頂いたお金は恵まれない子どもたちのために有効に使っていききたいと思えます。」とお礼を述べた。

大城会長は「初めての試みだったが、地域に目を向けて福祉に役立つことと省エネ時代に到来して不用品を活用することにより自分達の生活を見直そうと思っはじめました。今回は一応の成果をおさめ大成功です。今後も地域に目を向けた活動を行っていききたいと思います。」と語ってくれた。

熱戦に花を咲かせた。二日間の熱戦の結果、投打に勝る十一区が九区を7対0の六回コールドで破り優勝を飾った。十

各区対抗排籠卓球大会賑う

町体育協会（平安恒政会長）主催の各区対抗排・籠・卓球大会が、七月十三日午前九時半から球技を通して町民の親睦とスポーツ振興を図るため西原中学校体育館と西原高校体育館で行われ賑った。

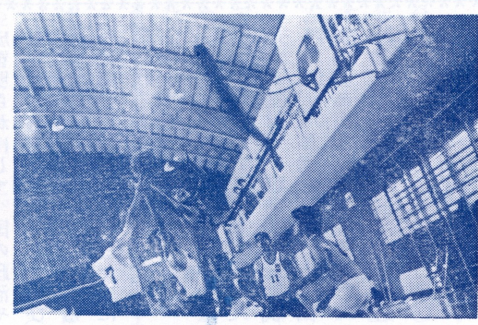
参加チームは、バレー男子十二区、女子八、バスケット男子九、女子五、卓球七。トーナメント戦で午後七時頃まで熱戦が展開され、家族や青年会の応援をうけて選手達体育館いっぱいエネルギーを爆発させた。

熱戦の結果、バレー男子が五区、バレー女子が十五区、バスケット男子が六区、バスケット女子が十六区、卓球（団体）が十五区、それぞれ優勝に輝いた。	尚、決勝戦の結果は次の通り
〔バレーボール〕	
〔男子〕	五区 2-0 六区
〔女子〕	十五区 2-1 十六区
〔バスケットボール〕	
〔男子〕	六区 34-32 三区
〔女子〕	十六区 24-12 一区
〔卓球〕	団体戦
	十五区 3-0 一区

米軍からの被害に見舞金

で早目に（町役場）に申請して下さい。

記



復帰前、沖縄においてアメリカ合衆国軍隊等およびそれらの要員の行為等により人身被害を受けた沖縄の住民又はその遺族に対し、このたび「人身被害者特別支出金」として、国から見舞金が支給されることになりました。

一 昭和二十七年四月二十九日から昭和四十七年五月一日までの間に、沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊等およびそれらの要員の行為等により死亡、負傷、疾病など人身被害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、その被害についてアメリカ合衆国軍隊等から金品の支払等を受けなかった人で、特別支出金を支給することが必要であると認められる人。

スポーツ少年団 バレーボール大会 野球・ソフトボール 終る

町スポーツ少年団（翁長正吉会長）では、六月二十九日に第八回バレーボール大会を、七月十九日九・二十日に第十四回少年野球大会と第三回女子ソフトボール大会を行なった。

参加チームは、バレー男子が十三、バレー女子が八、少年野球が十三、女子ソフトが六。

尚、決勝戦の結果は次の通り。〔バレーボール男子〕

〔少年野球〕

熱戦の結果、バレー男子はガッツ兼久、バレー女子は十二区A、少年野球は棚原、女子ソフトは翁長がそれぞれ優勝した。

この特別支出金支給の申請期間は昭和五十五年五月二十六日から同年十一月三十日までです。なお、詳細については、総務課まで問い合せて下さい。

米軍からの被害に対する見舞金の申請は11月30日まで。＝町総務課＝